様式第3号

市有財産売却の媒介に関する契約書

亀山市(以下「甲」という。)と宅地建物取引業者　　　　　　　　　　　　 (以下「乙」という。)とは、市有財産売却の媒介に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、次のとおり市有財産売却の媒介に関する契約を締結する。

（総則）

第１条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、市有財産売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するもとのとする。

（契約の趣旨）

第２条 甲は、次に掲げる土地(以下「市有財産」という。)の売却を行うにあたり、乙に買受希望者と甲との媒介を委託するものである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 売却価格 |
|  |  |  | ㎡ | 円 |

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第３条　乙は、市有財産等の売却にあたり、買受希望者と甲との媒介を行い、次に掲げる書類を甲に媒介契約の有効期間内に提出しなければならない。

（1）市有財産売却の媒介申請書

（2）市有財産買受申請書

（3）その他甲が指示する書類

２ 甲は買受希望者から売買代金が納付され、登記手続きが完了した後、乙からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第４条　前条の媒介報酬の額は、協定書第10条の規定に定められた額とする。

（買受希望者へ報酬等の請求の禁止）

第５条　乙は、前条の規定による報酬のほか、名目を問わず、甲又は買受希望者に一切の金品を請求できないものとする。

（苦情の処理）

第６条　乙は、甲に対して市有財産売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

（１）この契約に違反したとき。

（２）媒介業務の処理が不適当と認められるとき。

（３）この契約を履行することができないと認められるとき。

(費用の負担)

第８条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の有効期間)

第９条　この契約の有効期間は、契約日から　　　　年 　　　月　　　日までとする。

(秘密の保持)

第１０条　乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第１１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、甲と乙が記名・押印してそれぞれ１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　亀山市本丸町５７７番地

亀山市

亀山市長

乙　免許番号　 国土交通大臣　 　 (　　) 号

三重県知事 　　　 (　　) 号

所在地

商号

代表者名